令和８年

総務委員会

６月１５日

豊明市議会

総　務　委　員　会　会　議　録

令和８年６月15日

午前10時00分　開会

午前11時06分　閉会

１．出席委員

委員長	武谷　としお	副委員長	こんどう　のぶお
委　員	鈴木　智和	委　員	いとう　ひろし
委　員	三浦　桂司	委　員	近藤　ひろひで
議　長	毛受　明宏		

２．欠席委員

なし

３．職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	塚田　力	議事課長	水野　美樹
議事担当係長	矢野　佑輔	議事課主査	井口　真奈美

４．説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮　正典	副市長	小串　真美
行政経営部長	伊藤　正弘	市民生活部長	川島　康孝
秘書広報課長	伊藤　克代	企画政策課長	松本　祐介
情報システム課長	長野　直之	財政課長	萩野　昭久
防災防犯対策課長	中野　忠之	税務課長	堅田　直寛

５．傍聴議員

青木　けんじ	中堀　りゅういち	浅井　たかお	服部　龍一
郷右近　修	林　ゆきひろ	鵜飼　貞雄	一色　美智子
堀内　ちほ	清水　義昭	ふじえ　真理子	

６．傍聴者

一般傍聴者　２名

午前１０時開会

○総務委員長（武谷としお議員）　おはようございます。本日、早起きの中、定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶願います。

市長。

○市長（小浮正典君）　皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は５つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○総務委員長（武谷としお議員）　ありがとうございました。

続いて、議長より挨拶願います。

○議長（毛受明宏議員）　おはようございます。

本日の総務委員会は、議案が５件と陳情が５件となりますので、慎重審査、よろしくお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ありがとうございました。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合は出席をいただきますので、御承知おきください。

（市長退席をなす）

○総務委員長（武谷としお議員）　本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされますようお願いいたします。

初めに、議題第45号　豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君）　それでは、議案第45号　豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に伴い必要があるからでございます。

本年４月に国家公務員等の宿泊費基準額が変更されたため、本市職員の宿泊費基準額についても国家公務員に準じるよう改正をさせていただくものでございます。

それでは、議案に基づき、改正内容を説明いたします。

第13条、これは宿泊費について書かれておる条ですけれども、その中で、「市長等にあっては２万7,000円以内で市長が規則で定める額とし、それ以外の職員にあっては１万9,000円以内で」とあるのを「国家公務員等の旅費に関する法律施行令に定める国家公務員の宿泊費の額を勘案して市長等または一般職の職員の区分に応じて」市長が規則で定める額といたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行します。

以上で議案第45号の説明を終わります。

○総務委員長（武谷としお議員）　理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　これ、先回の改訂もありまして、今回、なぜ、またこういった改訂になったんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　伊藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君）　先回、３月議会で条例改訂させていただいた折には、令和７年４月に旅費法のほうが、国のほうですね、旅費法が改正されて新しい金額が示されておりましたので、それで、条例のほうを本市の条例をつくって上程させていただきました。なんですが、その後、また、この令和８年４月にもその宿泊費の基準額のほうが改訂をされておりますので、今回、その宿泊費について国家公務員に準じるようにということで変えさせていただくことといたしております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　これ、現行の２万7,000円とか１万9,000円ってありまして、改訂後が勘案って明記ですよね。これ、どのような基準で宿泊費が決まっていくんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　伊藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君）　前回は、国のこの最終的には、その財務省令で国家公務員の旅費の宿泊費の基準額の定められた金額の一番上限の金額を記載させていただいたわけなんですが、先ほど説明いたしましたとおり、令和８年にまたその金額が改訂されている。今後も、多分、経済状況を見てこの金額が改訂されることが想定されますので、金額を記載するのではなく、国家公務員の金額に、その金額を勘案して市長が定める額というふうに、今回、ちょっと言い回しを変えたわけです。実際の金額は、国家公務員の金額に合わせた金額で規則のほうで定めてまいりたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　これ、勘案で、実際は宿泊費は実費になるということでよろしいんですか。

○総務委員長（武谷としお議員）　伊藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君）　最終的にはそうなります。あくまで最初に出す上限額を定めたのが宿泊費の基準額でありまして、実際に行って、それより以下の金額でありましたら、精算して返金をするという形になっております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　これ、実費ということで、その妥当性というのは誰が決めるんですか。

○総務委員長（武谷としお議員）　答弁できますか。

伊藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君）　精算する際に、旅費が宿泊費がいくらかかったか、その領収書等を見せてもらって精算する形になっておりますので、実際に使った額という形になります。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　これ、国家公務員に準ずるということは、昨今の物価高騰の折、その都度、基準額を入れておくと変更しないといけないんで、金額定めずに、国家公務員、国の基準に定めておけば、国が変更するたびに豊明市も変更せずに済むから、こういう書き方をしているのかどうかお聞きいたします。

○総務委員長（武谷としお議員）　伊藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君）　委員のおっしゃるとおりで、国が変更したときに、条例のほうに金額が載っていると毎回本市でも条例を改正しないといけないので、変えるのは規則のほうで変えるということで、規則のほうのがより迅速に対応ができますので、そういった意味で、金額については規則のほうでという形にさしていただこうと思いました。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第45号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　御異議なしと認めます。よって、議案第45号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号　豊明市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして理事者の説明を求めます。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　それでは、第46号、豊明市税条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い必要があるからでございます。

内容につきましては、主なものを中心に新旧対照表にて御説明させていただきます。

それでは、１ページを御覧ください。

第33条の７と、飛びまして、13ページの附則第７条の４と附則第９条の２は、新たに防

衛特別所得税の創設と復興特別所得税が延長されることに伴う改正でございます。

１ページにお戻りください。

第35条の２、次の２ページの第35条の３の２、３ページの第35条の３の３は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を変更するものでございます。

次に、飛びまして、11ページ、お願いします。

第59条を御覧ください。

これは、家屋と償却資産の免税点が、それぞれ拡大される改正でございます。

続きまして、12ページです。

附則の第６条と第７条の３は、所得税の控除の特例について、適用期限の延長についての改正でございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

附則第10条の２は、固定資産税の特例措置の廃止に伴う項ずれと、特別特定建築物に係る課税標準の特例措置、いわゆる、わがまち特例の新設による改正でございます。バリアフリー改修が行われた特別特定建築物のうち、政府の補助を受けたものに対し、３分の１を参酌基準として、６分の１以上、２分の１以下の範囲で定めるものでございます。本基準となる値は、３分の１としております。

続きまして、15ページを御覧ください。

附則第17条の２は、優良住宅地の増設のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例についてでございます。譲渡した土地が地滑り防止区域や急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、または、浸水被害防止区域に存在する場合は、適用ができなくなるものでございます。

そのほか、表記の見直し等による改正となっております。

なお、附則としまして、各改正の施行日と経過措置についてお示ししております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（武谷としお議員）　理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　これの防衛特別所得税ができたということで、これと寄附金の税額控除とはどんな関係になるんでしょうか。

（１ページの33条の７でよろしいでしょうかの声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　副委員長。

○こんどうのぶお委員　１ページですね。一番上の寄附金の税額控除と今回の創設の防衛特別所得税のこの関係というのは、どういったことになるんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　今回の市税条例の改正につきましては、令和10年１月１日施行となってる規定になるんですけども、こちらにつきまして、防衛特別所得税そのものを市税で課税するとかそういった創設するということではございません。個人市民税関係の申告や手続について、地方税法が改正されたことに伴って整備するものという形になっております。

今回、いわゆる寄附金控除ということで、ふるさと納税という形になるんですけども、2,000円というのは、よく皆様、御存じだと思いますけども、寄附の上限金を計算する際、住民税から引かれる特例分の計算式、こちらのほうが変わる形になります。現行ですと、所得税と復興特別所得税、これ、今、2.1％ですけれども、今回の法律改正に伴いまして、所得税と復興特別所得税、これが1.1％になります。プラスとして防衛特別所得税が１％ということで、税率の合計は変わらないんですけども、新たにこういった形で変わったことによる地方税法の改正、それに伴う条例の改正となっております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員　新旧対照表の11ページの59条の償却資産税のところですけども、今回、免税点、引上げということですけども、もし分かればで結構なんですけども、固定資産税の税収見込額はどの程度を見込んでいるか、分かる範囲で教えてください。

○総務委員長（武谷としお議員）　堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　こちらにつきましては、申し訳ありません、ちょっと今の段階で税収については特に試算はしておりません。いろいろ毎年改正があるのと、今後の話になってきますので、今後、またそういった形で詳しく計算していければと思っております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　今回の防衛特別所得税とか、新設になってる、これ、市としてシステム改修とかは発生するんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　システム等も改修は必要になってくると思いますけども、こちらにつきましても、当然、滞りなくやっていくような形にしていきます。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　副委員長。

○こんどうのぶお委員　今の話で、システム改修が必要になるということで、その費用は、どこが出すことになるんですか。国なのか、市なのか。

○総務委員長（武谷としお議員）　堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　国からというわけではなく、こちらにつきましては、あくまで市と業者さんっていう話になってきますので､そちらのほうでやっていく形になります。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　今の国の防衛特別所得税の創設なんですけども、国の防衛力強化の財源確保のために、新設されると思うんですけども、国が、来年の2027年の１月って書いてあるんですけれども、税は、当分、個人の所得税額に対して１％新たに課せられて、一方、今までの復興特別所得税が2.1％の税率が、１％下げられて1.1％になるんで、単年度の税率は、復興特別所得税1.1％と防衛特別所得税の１％で2.1％になるんですけれども、市民の毎月の手取りとしては、変化がないということでよろしいですか。

○総務委員長（武谷としお議員）　堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　今、委員がおっしゃったとおり、直接的な市民の方についての影響はございません。

ただ、復興特別税が、こちらのほうは下げられたあおりといいますか、その分、10年間延びますので、結果的には、その10年分が増税といいますか、そういう形にはなります。ただ、単年につきまして……。単年といいますか、この10年間につきましては、現行のまま2.1％、合計でなりますので、そこは変わらないという形になります。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（ちょっと今のところの確認の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　三浦委員。

○三浦桂司委員　ちょっと、もう一回確認したいんですけど、復興特別所得税を10年間延長させる、復興税率を下げる代わりに、財源確保のために、本来、2037年までだった復興特別所得税を10年間延長させるということで、結局、生涯に支払う税金というのは、実質

的に負担増になるわけではありませんか。

○総務委員長（武谷としお議員）　堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　先ほど、そのように、お伝えさせていただいたつもりなんですけども、この10年間につきましては、先ほど委員からも御説明ありましたけれども1.1％と復興特別所得税は１％ということで、2.1％は変わらないです。ただ、その分、復興特別所得税が下げられた分、その分、10年間、今、委員からもありましたけど2047年まで延長されますので、その分の10年間は、実質的には増えるという形の御説明をさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

以上でいいですか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で質疑を……。

（ありますの声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　ごめんなさい。

鈴木委員。

どうぞ。

○鈴木智和委員　すみません、飛び込みで。

新旧対照表の12ページの第６条の部分ですけども、これは、いわゆるセルフメディケーション税制の恒久化だと思うんですけども、議案が可決後、市民へは、結局、市民が申請すると思うんですけども、市民への周知は、どのようにお考えでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　こちらにつきましては、確定申告等が、今、委員からもありましたけど、そういった形になってきますので、今後、そういった時期に向かって、また、決定、こちらのほうで検討していければと思っております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　市税条例の59条の固定資産税のときに聞けばいいかな……。土地家屋と償却資産の免税点が変わる点が、課税標準が土地が30万で家屋が20万、償却資産が150万てなっているのが、土地は同じで、家屋が30万で、償却資産180万まで、固定資産税をかけないということでよろしいんですか。

○総務委員長（武谷としお議員）　堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　今、委員が御説明していただいたとおりでございます。土地と家屋が30万に合わせる形と、償却資産が180万まで上がりますので、そういったその金額までの課税標準額については固定資産税がかからないということで、納税者から見れば、その負担軽減という形にはなります。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　議案第46号　豊明市税条例の一部改正について、反対です。

先ほどお話があった市が出費するということ、これ、システム標準化の多くの費用が、今、発生しております。そういったとこで不要な出費になると思いますので、反対といたします。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　今の、こんどう副委員長、言われたとおり、ちょっと税制改革としてはちょっと首をかしげる部分が若干あるんですけども、豊明市としても上位法に従っての税制改正と理解します。日本は、地政学的に核大国に囲まれたところにありますんで、安全保障はどういう問題か、本会議で詳しく述べます、かなりボリュームがあるんで。

賛成いたします。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第46号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（武谷としお議員）　賛成多数であります。よって、議案第46号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第47号　豊明市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　それでは、議案第47号　豊明市都市計画税条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い必要があるからでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきますので、１ページを御覧ください。

附則第５項に改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置、いわゆる、わがまち特例を新設いたします。バリアフリー改修が行われた特別特定建築物のうち、政府の補助を受けたものに対し、３分の１を参酌基準として６分の１以上、２分の１以下の範囲で定めるものでございます。本基準となる値は３分の１としております。これに伴い、第６項以下は、順次繰り下げられる形となります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用いたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（武谷としお議員）　理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員　今のわがまち特例で改修特別特定建築物、３分の１の参酌基準って、豊明市に影響のある施設というものはあるかどうか教えていただきたいと思います。

○総務委員長（武谷としお議員）　堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　特別特定建築物というのが、こちらのほうにつきましては、定義としましては、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づいてということで、不特定多数の方とかが利用する施設という形になっております。これまでは、いわゆる劇場とか音楽堂ということで、豊明市にはそれに該当する施設はなかったんですけども、今後、病院とか診療所とか老人ホームとか福祉ホーム、また、飲食店とかそういったところも該当してまいりますので、対象施設としては増えてくるという形になります。

ただ、冒頭で御説明させていただきましたけど、全ての改修が該当するわけではなくて、政府の補助を受けた改修工事という形になりますので、そこら辺で該当すれば、減税の対象になるという形になります。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　今回、これ、参酌基準ということで３分の１なんですけど、これ、市で条例で定められる範囲って、どれだけなんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　６分の１以上、２分の１以下の範囲という形になっております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　これ、先ほどの話で、もう飲食店とか老人ホームが増えるということで、こうやって増やしていくんだったら、その参酌基準で低い税率で進めるというそういった考えはございますか。

○総務委員長（武谷としお議員）　堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君）　本市の場合は、参酌基準というのは、基本的には国が、この数字を推奨といいますか、そちらを出しているのが参酌基準という形になりますので、本市としては、その３分の１を採用させていただければと思っております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第47号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　御異議なしと認めます。よって、議案第47号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第50号　豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

中野防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君）　それでは、議案第50号　豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出しますのは、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるためです。

それでは、内容を御説明いたしますので、１枚おめくりください。

今回の改正は、第18条にて定められている葬祭補償の定額部分の額を改めるものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用いたします。

なお、経過措置としまして、令和８年４月１日前に支給する事由の生じた葬祭補償につきましては、なお、従前の例によるものとしております。

また、令和８年４月１日以降に支給する事由の生じた葬祭補償であって、改正前の規定による金額により支給されるものの支払いは、葬祭補償の内払いとみなします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（武谷としお議員）　理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鈴木委員。

○鈴木智和委員　本条例に過去において葬祭補償の支給実績はありますか。

○総務委員長（武谷としお議員）　中野防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君）　直近数年間におきまして、このような支払いは行った記録はございません。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　これ、豊明市の消防団員等ということで、その「等」というのは、どのような方が入ってますか。

○総務委員長（武谷としお議員）　中野防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君）　消防団員のほかに、消防や救急業務に協力した民間協力者になります。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　この補償基礎額とは、どのようなものになるんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　中野委員長防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君）　補償基礎額につきましては、団員ですとか分団長、団長などの役職や階級によって定められた金額になります。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　これ、葬祭を行う者に対してということなんで、葬祭を行わなかったら支給はないということでよろしいんですか。

○総務委員長（武谷としお議員）　中野防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君）　委員のおっしゃるとおりです。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第50号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　御異議なしと認めます。よって、議案第50号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号　令和８年度豊明市一般会計補正予算（第３号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

松本企画政策課長。

○企画政策課長（松本祐介君）　それでは、議案第51号　令和８年度豊明市一般会計補正予算（第３号）のうち、企画政策課所管部分について御説明いたします。

７ページの上段、右側を御覧ください。

歳出、２款　総務費、１項８目　地域創生事務事業の478万6,000円は、主に、チョイソコとよあけ運行車両を１台増車するためのものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（武谷としお議員）　長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君）　続きまして、情報システム課所管分について御説明いたします。

補正予算書は、同じく７ページでございます。

12目　電算管理費の説明欄、ＡＳＰ等使用料は、窓口予約システムのプラン変更に係る増額分の利用料でございます。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。

予算書は、４ページをお願いいたします。

第２表　債務負担行為補正の追加、マイナンバー系端末更新事業は、基幹業務システムなどが稼働するマイナンバー利用事務系のネットワーク環境下で使用しているパソコンの更新費用でございます。令和９年度から令和13年度までの５年リースを予定しております。半導体不足により納期が長期化していることから、準備期間を確保するため、このたびの債務負担行為として計上するものでございます。

以上で情報システム課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（武谷としお議員）　萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君）　続きまして、財政課所管部分について御説明申し上げます。

補正予算書の６ページをお願いいたします。

歳入です。

18款　繰入金の財政調整基金繰入金2,468万円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（武谷としお議員）　理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　４ページの債務負担行為補正ですが、今回、パソコンの更新ていうことですね。これ、何台の更新予定になるんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君）　今回、280台を購入予定でございます。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　それで、今現在使ってみえると思うんです。これ、何年の、使用ぐらいになってるんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君）　今、使用しているのは、令和元年に導入したものですので、今、７年目に入ります。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　これ、本体、ハードのみなのか、ソフトもあって、別に購入するのか、どうなりますでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君）　今回は、予算上はタブレットＰＣとモニターのハードの部分になります。それと、プラス、作業費、設定費等が入ってこちらの金額になっております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　その契約は、一般競争入札になるんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君）　指名競争入札を予定しております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　この現在の端末は、どういった処分にするんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君）　基本的には廃棄処分になります。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　これ、マイナンバー系の端末の更新ていうことで、今回の更新で、このマイナンバーの促進に寄与するようなことになるんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君）　今回の端末更新と同時にガバメントクラウドへ接続して標準システムのほうの利用をするような段取りにしていきますので、その点では、利用促進というか合理化ができるのかなと思っております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　７ページの電算管理事業のＡＳＰの使用料の49万5,000円、これ、窓口オンラインシステムをどのように変更するのか、お願いいたします。

○総務委員長（武谷としお議員）　長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君）　予約の制度のほうは、もう既に、一部の業務、相談業務等で利用しておりまして、現状が上限が20件、インターネット上で募集できる件数が20件のプランを利用しておりますけれども、今回、全庁的に予約のほうを入れていくということで、その１個上のプランの無制限のプランに変更するという内容でございます。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

（いいの声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　ごめんなさい、いとう委員。

○いとうひろし委員　７ページの乗合自動車購入費の額ですけども、これ、２台が３台になってくるんですよね。すると、３台になってくると、今まで補助額を出してた額もこれが上がってきそうだと思うんですけども、どれぐらい上がってきそうなんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　松本企画政策課長。

○企画政策課長（松本祐介君）　このたびの補正予算としては、２台を、もう一台増車で３台の予算を計上しております。その経費に関しましては、こちら、どのようにそれを運用していくのかということもひっくるめて交通会議であるとかそういうところにお諮りすることとなりますので、運行が増えれば経費も上がるということなんですけれども、金額のほうは、まだ現状、把握してないということになります。

以上です。

（関連、関連の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　副委員長。

○こんどうのぶお委員　今の交通会議で諮ってくということで、今回、これ、交通会議に諮ってないんですよね。その辺、どうしてでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　松本企画政策課長。

○企画政策課長（松本祐介君）　まず、１台増車ということに関しましては、交通会議の中で何月に１台増やすということの御審議というのはまだしていないんですが、そもそもチョイソコに関しては３台までということの協議というかそういったことは、一定程度、もうやらせていただいてまして、それを、じゃ、いつ増車するんだというところの協議は、改めてさせていただくという形になります。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（ちょっと待っての声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で……。

（ちょっと待って、ごめんの声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　副委員長。

○こんどうのぶお委員　これ、チョイソコなんですけど、バスやタクシーチケットと比べるとコストが高いじゃないですか。本会議でも比較検討していないということがあったんですけど、バス車両が2,400万ぐらい、そういったチョイソコは６倍ということで、費用対効果、これ、検討できるの、なぜ検討していないんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　松本企画政策課長。

○企画政策課長（松本祐介君）　検討していないというよりも、そもそものこちら、その成り立ちというか、何に重きを置くかとか、どこの部分でというところが差異がございますので、そういったところで検討はしていない。ただ、ベストミックスということもお伝えしたんですけれども、そういった中で、例えば、チョイソコですと車の確保をすることになりますので、タクシー事業者様とは例えば違って、空きがない、運転手がいないという現状は避けられるのかなというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　副市長。

○副市長（小串真美君）　ちょっと補足させていただきたいんですけれども、よくチョイソコとひまわりバス、１人当たりの単価ということをおっしゃいますけど、それは、今、あの運用しているものを単純に計算すると、そういった数字が出てくる。それを、今、チョイソコを運用しているような例えば沓掛方面にひまわりバスを走らせると、そんな単価では、当然、今のひまわりバスの単価では当然できませんので、その比較をもってチョイソコは高いとかそういう議論は、少し間違ってるんじゃないかなと思います。

終わります。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　先ほどの電算管理費のとこなんですけど……。

○総務委員長（武谷としお議員）　ページ。

○こんどうのぶお委員　すみません、ＡＳＰ、７ページかな。これ、今回、49万5,000円の増で、元の使用料って、幾らになってるんでしょう。

○総務委員長（武谷としお議員）　長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君）　今、利用してるのが20件までのプランで、月10万円、税抜きでございます。１つ上のプランが15万円になりますので、プラス５万円の差額をこのたび計上させていただいてるという形になります。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　副委員長。

○こんどうのぶお委員　それ、そのアプリ増やす、どのようなアプリを増やすとかそういう想定って、あるんですかね。

○総務委員長（武谷としお議員）　長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君）　あと、アプリを増やすというよりかは、今は20件までしか受け付けてないのが、プランの変更によって上限なしのプランになるという形になりますので、何かを入れ替えるとか何かを追加するという形ではございません。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

伊藤行政経営部長。

○行政経営部長（伊藤正弘君）　すみません、先ほど、副委員長の御質問の中で、本会議場で、チョイソコの関係ですけど、比較検討していないっていうふうに御紹介いただきましたが、そういうふうには申し上げておりませんので、事実は違いますので、比較すべきものではないということを申し上げたということで御理解ください。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　今の話、地域創生事務事業なんですけど、これ、費用対効果をし

てなくて、あと、これ、計画って作成中ですよね。この時期で、それで、この本当にサービスを増やしていっていくのがいいのか、全体での検討、できてないと思います。経済合理性が本当にあるか私は分かりません。将来の市の負担に大きく影響しますが、きっちりと地域交通会議にも議論なされていないと思います。したがって、反対とします。詳しくは議場で討論します。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　市が支援する公共交通会議というものは市民の利便性向上のために行うものであって、黒字とか赤字という問題ではなくて、もし黒字になれば民間が手がけているはずで、費用対効果だけではかってはいけないものだと思っております。車両の購入というのは、幸いにもアイシンさんがチョイソコとよあけ運営していただけるおかげで、交通困難地域に住んでいても病院とか買物難民になる確率は下がってて大変ありがたい制度で、なくてはならない交通手段になっております。３台体制で回していただければ利便性はより高まりますので、妥当な大きさで、セレナとかノアとか言われたんで、妥当な大きさではないかとは思います。私の地域も、阿野地域の上石田と苅外山の境川沿いも交通困難地域、チョイソコとよあけの阿野停留所を設置してもらうために地域公共交通会議に数回傍聴させていただきました。

ここで一番問題なのは、タクシー業者さんとかバス会社さんなどと利害関係がぶつかる部分がありますので、営業に差し支える部分が、こちらのほうが安いんでね、そのとこの調整もしっかり十分事前調査していただいた上で、新しい車両を購入する旨の提案をしてください。

賛成いたします。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第51号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○総務委員長（武谷としお議員）　賛成多数であります。よって、議案第51号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより陳情の審査に入ります。

陳情と関係のない職員については、自席待機としたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　御異議がありませんので、陳情と関係のない職員については、自席待機とします。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

午前１０時４１分休憩

午前１０時４３分再開

○総務委員長（武谷としお議員）　休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

初めに、陳情第２号　最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

伊藤行政経営部長。

○行政経営部長（伊藤正弘君）　特に申し述べること、ございません。

○総務委員長（武谷としお議員）　陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は、質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（ありませんの声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　ありません。

以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　陳情第２号　最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公平取引を求める意見書の提出を求める陳情です。

これ、昨年同様の陳情でありますが、高市首相は、骨太方針で2025年で2020年代に全国平均1,500円という目標の達成に向けたたゆまぬ努力を継続する方針は、閣議決定されております。昨今の物価高騰の影響も加味して、最低賃金は1,500円以上に引き上げること、愛知県の最低賃金は1,140円と高いほうではありますが、大都市と地方の格差をなくすことが地域経済の活性化につながり、するべきことであります。

また、中小企業、小規模事業者支援策を抜本的に拡充すること、中小委託取引適正化法の実効性を確保し、公正取引を保障することは重要であります。

この陳情に賛同し、採択とします。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　昨年も同様の陳情、出されて答弁いたしましたけども、中小企業への支援の拡充や公正取引を求める陳情という内容であれば理解できるんですけれども、最低賃金というのは、この１年で東京都が1,160円が1,226円、最低が宮崎と沖縄で952円が1,020円に引き上げられました。最低賃金の引上げというのは理想なんですけども、利益が出ているＩＴ企業とか、製造業が盛んな地域と観光は、原発誘致などで潤ってる市町と農林水産業が主体産業の地域と比較するのは無理があります。

今、ホルムズ海峡の閉鎖で資材とか燃料、原材料とか人件費高騰で価格転嫁できずに苦しんでいる中小の零細が一律の賃金引上げを強制すると、会社とか店舗を畳まざるを得ない状況に追い込まれますんで、最低賃金を上げたために仕事はあっても倒産になっては、本末転倒です。

今、全国平均というのは、平成25年は764円でしたけども、昨年度で全国で1,000円を超えております。

賃金というのは、政府とか国家が決定するものではなくて、民間や市場が決定するもので、一昨年の税制改正で賃上げ促進、税制以降、最低賃金は確実に上がっております。

この陳情に意見書を出すことに対しては、不採択といたします。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第２号は、採決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（武谷としお議員）　賛成少数であります。よって、陳情第２号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第３号　愛知県最低賃金の適切な引き上げに愛知県が積極的な役割を発揮することを求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

伊藤行政経営部長。

○行政経営部長（伊藤正弘君）　特に申し述べることはございません。

○総務委員長（武谷としお議員）　陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は、質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　陳情第３号　愛知県最低賃金の適切な引き上げに愛知県が積極的な役割を発揮することを求める意見書の提出を求める陳情であります。

長引く物価高騰やエネルギー価格の高騰により、愛知県民の生活は、依然として非常に厳しい状況に置かれています。こうした中、労働者が人間らしく安心して働き暮らしていける環境を整えることは急務であり、最低賃金の適正な引上げは、極めて重要な課題であります。

愛知県は、日本を代表する製造業の集積地であり、県内経済の持続的な発展には、そこで働く一人一人の生活の安定と消費の底上げが欠かせません。国の動向を待つだけではなく、大都市圏で擁する自治体として、県が自ら積極的な役割を果たしていくことが強く求められます。

日本の企業の約９割を占める中小企業の最低賃金を引上げ対応できるよう、支援策と財政措置を行うことは、愛知県の責務でもあります。豊かで活力ある愛知を実現するためにも、この陳情を採択とします。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　これ、今年度初めて出された陳情ですけども、愛知県の最低賃金の適正な引き上げ、積極的な役割を発揮することを求める意見書の提出を求める陳情について、不採択の討論をいたします。

この陳情には、るる書かれておりますけれども、利益が出ている企業というのは、必然的に賃金は高いものであって､そこには企業努力とか生産性を高めている現実があります。一方、利益が出ないために賃金を上げられないという中小零細企業が存在いたします。

ハワイとドイツの最低賃金が書かれておりますけども、その一面だけ捉えて、物価の違いなど、書かれておりません。

愛知県の最低賃金というのは、一昨年の1,077円から1,140円に引き上げられていて、数字的には、東京、神奈川、埼玉、大阪に次いで５番目に高いという地域性があります。先ほどの討論とちょっと重なる部分もありますけども、愛知県、製造業多くて、利益が出ている会社が多くあって、そのおかげで、地方交付税の不交付団体も全国的に見れば数多くあります。一方は市町村名は言いませんけども、働き口や利益が出る産業が確保できずに、急激な人口減少に歯止めがかからないという市町村があって、まだら模様です。

いずれにせよ、賃金というのは市場原理において収れんされるものであって、母体の会社の会計を顧みないというのはいけません。必要な財政措置を講じるという意見書も、どの産業に幾ら、どのように支援するのかと漠然と書かれていて、この意見書提出には賛成しかねますので、不採択といたします。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第３号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（武谷としお議員）　賛成少数であります。よって、陳情第３号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第４号　公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

伊藤行政経営部長。

○行政経営部長（伊藤正弘君）　特に申し述べることはございません。

○総務委員長（武谷としお議員）　陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は、質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　これ、公契約条例ということで、豊明市も制定してると思うんですけど、工事発注者の下請けまで、時給とかこの労働条件というのは確認はされてるんでしょうか。

○総務委員長（武谷としお議員）　答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君）　報告を求める契約などがありますので、そういった報告書を事業者のほうから提出をしてもらっております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　もう一つ、指定管理のほうの下請けの労働者、業者の労働条件も確認はされてます。

○総務委員長（武谷としお議員）　萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君）　指定管理のほうも、そういった同じような条件でやっとりますので、報告書を提出してもらっております。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　陳情第４号　公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情であります。

公共サービス基本法第11条の理念を実効あるものとし、安全で良好な公共サービスを持続的に提供するためには、実務を伴う労働者の適正な労働条件の確保が必要であります。働く人々の処遇改善をするため、公契約法の速やかな制定を求める本陳情には賛成とします。法令の理念と社会的環境の変化、国においては、公共サービス基本法の第11条において、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保や労働環境の整備を進めることが明記されております。また、公共工事の発注に関しては、第三次担い手３法が成立し、適正な労働費の確保などが法的に担保される方向へとかじをとりました。こうした変化は、適正な契約制度の構築が今や社会的な要請であることを示しております。

公契約における労働条件の重要性は、現在、各自治体における公会計条例や公契約条例の制定が進められており、労働者の賃金水準や労働環境の維持に重要な役割を果たしています。

しかし、個別条例の取組だけではカバーできず、国レベルの公契約法の制定が求められております。住民に対して提供されるサービスの質の向上、安全かつ確実な公共インフラの維持や業務の遂行につながるため、最終的には市民全体の利益となります。

以上の理由から、本陳情を採択します。

以上です。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　陳情４号、不採択の立場で討論いたします。

国や地方公共団体は、一応、その契約において適正な賃金を支払うということは、しごく当然のことだと思います。しかし、現状は、資材の高騰とか人手不足の観点から、全国

の自治体の入札でも不落になっているケースが出ています。また、労働者の非正規雇用の比率が高いという課題があります。外国人労働者の人が日本人の嫌う３Ｋの仕事を担っていただいて、これ、全体の賃金を抑えてるという点も、ちょっと見逃がすことはできません。

いずれにせよ、労使が合意して賃金が払われるもので、公が発注している事業というのは、適正な賃金を確保していると思われます。最低賃金すら守れない会社に対しては、当然厳しく指導すべきですけども、労使が話し合うべきで、意見書を出すことに対しては、不採択といたします。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第４号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（武谷としお議員）　賛成少数であります。よって、陳情第４号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第５号　住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

伊藤行政経営部長。

○行政経営部長（伊藤正弘君）　特に申し述べることはございません。

○総務委員長（武谷としお議員）　陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は、質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　陳情第５号　住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情は、総定員法の廃止がうたわれています。総定員法は、行政の肥大化や人件費を抑えるメリットがある反面、現場の形骸化や行政サービスの低下につながる問題があります。民営化や非正規職員をなくして、安定的なサービスが提供できるように増員するな

らよいと思っています。国が率先して正規職員を増やし、国としての本来の役割を果たしていくべきであります。よって、この陳情に賛同し、採択とします。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員　陳情第５号　住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情について、不採択の立場で討論いたします。

本陳情においては、その公務の職場が抱える現状への課題、これは、よく分かっております、いろいろとあって。現在、政府においては、多角的な対応を進めている、進行中ですので、今陳情を採択するには適切ではないと考えています。

定員配置を行う、めり張りのある戦略的な定員管理を現在進めており、職員のやりがいと魅力ある選ばれる職場へと転換するため、給与制度の見直し、初任給の引上げや若手、中堅職員の処遇改善などに現在取り組んでおります。

総定員法のこの廃止や一律の増員等を求める本案につきましては、賛同することが適切ではないと考え、不採択といたします。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第５号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（武谷としお議員）　賛成少数であります。よって、陳情第５号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第６号　地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局に状況等で説明できることがあればお願いします。

伊藤行政経営部長。

○行政経営部長（伊藤正弘君）　特に申し述べることはございません。

○総務委員長（武谷としお議員）　陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は、質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

よろしいですか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　陳情第６号　地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情は、現在の地方自治体が直面している財政的な危機を的確に捉え、国に対し抜本的な財源保障を求めるものであります。

物価高騰や人員確保に伴う人件費、施設管理料の委託料の増加は、全国の自治体に共通する重い負担であります。自治体が責任を持って安定した行政サービスを提供するためには、地方交付税の法定率の引上げを行い、地方一般財源の拡充と充実を図ることが不可欠であります。

地方税の不交付団体であっても、近年の急激な物価高騰や社会保障費の増加により、実質的な運営は極めて厳しい状況にあります。全ての自治体は、公平に事業を実施できるよう、国による確実な財源の裏づけが必要であります。

最後に、ふるさと納税の廃止です。

本来の目的から乖離し、自治体間の過度な返礼品競争や税収の不均衡を招いています。解決するためには、制度の抜本的な見直し、廃止を含めた公平な税財源の在り方を国に求めるべきであります。

この地方財政の拡充を求める陳情に賛同し、採択とします。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員　陳情第６号　地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、不採択の立場で討論させていただきます。

令和８年度の地方財政の課題としては、先ほど、こんどう委員が言われたように、物価高への価格転嫁への対応や、防災、減災対策の推進など、様々な課題を、こちらは認識しております。経済、物価動向に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に関わる地方負担の増加などは、様々な行政課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額についても、令和７年度よりも大幅に上回る額を確保しております。地域の課題解決に向けて、これからも全力で取組を進めてまいります。

次からは、５つの項目がありまして、各項目ずつ討論させていただきます。

まず、第１項目につきましては、これ、物価高やその人件費上昇の状況を国は重く受け止めており、８年度、物価高を反映し、地方団体の委託料や維持補修費、投資的経費等に

ついても自治体が安定的に行政サービスを提供できるよう、基盤を確立しています。

次、２項目めについては、こども未来戦略の加速化プランについて、これ、全国一律で、施策を始めております。地方財政処置、これを的確に進めて、これからもまいります。

そして、学校給食費の無償化については、給食費負担軽減交付金の創設に合わせて、政府の制度設計を進めておる最中であります。

さらに、運用経費を含め財政支援を実施し、全国全額を国が恒久的な財源で負担すべきであるという主張には賛同しかねますと。

そして、３項目め、地方交付税については、自治体が様々な課題に対応できるよう、地方財政の健全化に向けた抜本的な対応を進めております。よって、本案の要請には、これも賛同することは意義がないと考えております。

そして、項目４、軽油取引税等に係る当分の間接税、これの廃止により、令和10年以降の自動車税の在り方については、令和９年の税制改革へ向けて検討を、今、行って、結論を得る方針でおります。

項目５について、ふるさと納税制度、これは、地方の地域活性化に寄与する重要な仕組みと考えます。寄附金活用可能額を引き上げることや見直しすることにより、制度自体を廃止し寄附税制に戻すという本案の主張は、地域創生の逆行と考えております。

以上のとおり、全体に与える混乱について全く考慮しない本案については、不採択といたします。

○総務委員長（武谷としお議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第６号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（武谷としお議員）　賛成少数であります。よって、陳情第６号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書につきましては、私に一任願えますか。

（おねがいしますの声あり）

○総務委員長（武谷としお議員）　ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時６分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長